

本マスタープランで示す都市づくりの方向性の実現に向け、それぞれの方針を具体化するにあたっては、市民と行政の協働を基本とし、さまざまな組織が連携しながら、よりよい都市づくりに向けて取り組みます。また、「新・相模原市総合計画」の実施計画や、関連する各部門別計画により、マスタープランの実効性を確保するとともに、地域の特性や社会経済情勢の変化などに応じ、創意工夫による適切な都市計画手法などを活用し、マスタープランの実現を図ります。

### (1) 都市づくりの基本的な進め方

#### ①市民との協働による都市づくり

マスタープランの実現に向け、市民と行政が都市の将来像や地域づくりの方針を共有し、協働することを基本とします。このため、よりよい都市づくりを目指し、市民と行政が相互理解を深め、知恵を出し合い、協力しながらそれぞれの方針を具体化するために取り組みます。

#### a. 情報の提供と市民意向の反映

- ・広域的な影響を持つ区域区分（線引き）や用途地域の見直し、広域幹線道路の整備などは、多様な立場の利害を総合的に調整する必要があるため、十分な情報提供や意見交換などを行いながら、調整を進めます。
- ・都市づくりに対する市民の関心や理解を深めるため、事業や制度についてわかりやすく示す体制や、情報を手に入れやすい体制の充実を図ります。
- ・都市計画決定・変更にあたっては、都市計画の内容、理由、スケジュールなどについて、わかりやすさ、透明性に配慮し、広く周知を図るとともに、市民意向の反映に努めます。

#### b. 市民主体の街づくりの推進

- ・生活に身近な住環境の維持・保全などの取り組みは、地域住民の自主的な取り組みが重要であるため、街づくり活動への支援や情報提供などを推進し、地域の特性を生かした市民主体の街づくりを進めます。
- ・まちづくり会議、街づくり団体などの役割を踏まえ、市民が主体となって街づくり活動に取り組む体制づくりを進めます。
- ・市民主体の街づくり活動を推進し、地区計画や建築協定などの制度や都市計画提案制度の活用を推進するため、専門的な知識や経験を持つアドバイザーの派遣を行い、市民による活動を支援します。

## ② 関係機関との連携

- ・広域的な視点から検討を行う事業や、さまざまな機関との連携が必要な事業については、マスタープランで示す方針をもとに、周辺市町村や国、県、都、関係機関と協議・連携を図り、円滑な都市づくりを進めます。
- ・マスタープランで示す方針をもとに、産業振興、福祉、教育など、他分野と連携した取り組みや、関連する各部門別計画との調整を行い、具体的な計画の実現化を図ります。
- ・マスタープランで示す方針をもとに、より専門的な事業を計画的に推進するため、大学や企業などの研究機関と連携を図り、より確実な計画の実現化に取り組みます。
- ・都市づくり関連事業を計画的に推進するため、市民との協働に向けた市内の推進体制の充実を図るとともに、市の関係部局間での連携、協力を強め、総合的に取り組みます。

## ③ 都市づくり事業の計画的な推進

都市づくりの進捗状況などに応じ、社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえた上で、「新・相模原市総合計画」の実施計画などに基づき、都市づくり関連事業を計画的に推進します。

## ④ 都市計画における諸制度の適切な活用

- ・マスタープランで示す方針に即しつつ、都市づくりの進捗状況などに応じ、社会経済情勢の変化や市民ニーズを踏まえた上で、用途地域や防火・準防火地域、高度地区などの地域地区や、道路、公園、下水道などの都市施設、市街地開発事業などの都市計画決定や変更などを行います。
- ・地域の特性を生かしたきめ細かい都市づくりを進めるための適切な制度などについて適宜検討します。

## (2) 基地の早期返還と市民のための跡地利用の実現に向けて

相模総合補給廠の一部返還が日米間で合意に至ったものの、市内に3箇所ある米軍基地は、市民生活にさまざまな問題を投げかけるとともに、土地利用や交通網の分断など、都市計画の視点においても大きな障害となっています。

これらの米軍基地については、早期返還を実現するよう、今後も市民と一丸となって国や米軍に要請し、返還後の新たな土地利用や交通網の整備など、より充実した都市構造の実現を目指します。

## (参考) 策定経過

平成 18 年 6 月 12 日	庁内検討組織の設置
平成 18 年 10 月 27 日 ～ 11 月 21 日	市民アンケートの実施
平成 19 年 5 月	策定方針の決定
平成 19 年 9 月 19 日 ～平成 20 年 5 月 20 日	地域まちづくり会議の開催 (22 地域)
平成 19 年 11 月 19 日	第 166 回都市計画審議会 (諮問) 策定に向けた基本的視点、構成等について
平成 19 年 12 月	策定方針の変更
平成 20 年 2 月 5 日	第 167 回都市計画審議会 (継続審議) 全体構想骨子 (案) について
平成 20 年 3 月 7 ～ 29 日	地域まちづくり提言 (案) に係る地域説明会 (地域協議会主催) の開催 (旧津久井地域の 4 地域)
平成 20 年 4 月 15 日 ～ 5 月 11 日	地域まちづくり提言 (案) に係る地域説明会 (まちづくり会議主 催) の開催 (旧相模原地域の 18 地域)
平成 20 年 5 月 23、26 日	地域まちづくり会議から市長へ「地域まちづくり提言書」の提出
平成 20 年 5 月 29 日	第 168 回都市計画審議会 (報告) 全体構想骨子 (案) について
平成 20 年 6 月 27 日	第 169 回都市計画審議会 (継続審議) 全体構想骨子 (案) について
平成 20 年 7 月 25 日 ～ 9 月 30 日	全体構想骨子 (案) に対する市民意見の募集 意見数：76 件
平成 20 年 10 月 24 日	第 172 回都市計画審議会 (継続審議) 市民意見の募集結果、全体構想 (案) について
平成 21 年 2 月 10 日	第 176 回都市計画審議会 (報告) 地域別構想 (案) について
平成 21 年 2 月 20 日 ～ 3 月 6 日	地域別構想 (案) に係る地域説明会の開催
平成 21 年 3 月 27 日	第 178 回都市計画審議会 (継続審議) 地域別構想 (案) について
平成 21 年 6 月 5 日	第 179 回都市計画審議会 (継続審議) 素案について
平成 21 年 6 月 10 日	広報さがみはら号外 (素案の公表とパブリックコメントの実施に ついて)
平成 21 年 6 月 10 日 ～ 7 月 10 日	素案に対するパブリックコメントの実施 意見数：1,353 件
平成 21 年 8 月 21 日	第 180 回都市計画審議会 (答申)
平成 21 年 10 月 30 日	経営会議にて原案の承認



発行／平成 22 年 3 月

発行者／相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

(お問合せ先)

相模原市 都市建設局 まちづくり計画部 都市計画課

〒 252-5277 神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15

電話 042-769-8247

FAX 042-754-8490

[toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

\* 連絡先は平成 22 年 4 月以降のものです。

